

○ 二 令
財 政
務 省
發 行
規 則
第 六 号
二 十 二 年
資 金 調 達 事 務 取 扱
二 十 二 月
告 示 第 十 九 号
二 十 三 年
等 件 第 五 条
二 十 三 年
次 を 第 十 四 条
一 月 と 第 十 五 条
十 七 日 お り 第 十 六 条
一 日 に 告 示 第 十 七 条
國 庫 短 期 証 券 の 規 則
短 期 証 券 の 規 則
規 則 へ 平 成 十 一 年
規 則 へ 平 成 十 一 年
規 定 に 基 づ き 大 藏 省
規 定 に 基 づ き 大 藏 省
規 定 に 基 づ き 大 藏 省

財務大臣 野田佳彦
(第百六十一回)

四 發行方法の適用振替等の法律規定及びその根拠

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法
市る参て札発によ「争は受けるもとい
場も加、と行る価に日けるもとい
特の者財同「発行格付本銀のう。
別にご務時と行競し銀行のう。
參よと大にい(以争て行るとし。
加るに臣行う。下入行とし。
者発応がわ。札わする。
・行募各れ及一札わする。
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の規 定に よる 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千三十四 五千四兆 百四万四 三百五千 十十九 円二三百 億百十 七円九 百億 四六 十 六 万 二	万額億額 円面八面 金千金 額万額 で円で 三四 三千兆 四四 百千 十九 十三 三億 三千	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 期 發	・ 札 格 競	格 行 競 價
平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 七 日	財 務 大 臣 か ら 行 額 を と 、 百 支 き 円 払 は に う 、 つ 。 そ が 月 き の 銀 七 百 翌 行 日 當 休 業 業 日 日	日 本 銀 行 額 を と 、 百 支 き 円 還 た だ し る し 年 期 四 月 月 の 銀 七 行 日 休 業 業 日 日	額 償 金 償 當 た 成 大 臣 行 額 を と 、 百 支 き 円 払 は に う 、 つ 。 そ が 月 き の 銀 七 百 翌 行 日 當 休 業 業 日 日	償 還 入 債 期 發 競 價	行 入 債 ・ 札 格 第 參 市 加 場	争 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 加 場	非 者 特 札 格 競 價 行 競 價 格 日
平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 七 日	額 償 金 償 當 た 成 大 臣 行 額 を と 、 百 支 き 円 払 は に う 、 つ 。 そ が 月 き の 銀 七 百 翌 行 日 當 休 業 業 日 日						